

市立小・中学校における台風の接近等に伴う児童・生徒の安全確保について

1 登校に関すること

- (1) 午前7時現在で、気象庁から「府中市」地域に暴風警報又は特別警報が発表されている場合
 - 臨時休業とする。
- (2) 各公共交通機関から計画運休が発表された場合
 - 暴風警報等の発表にかかわらず、教職員の出勤に影響が生じるときは、児童・生徒の繰り下げ登校等の対応をとることがある。

2 下校に関すること

- (1) 台風の予想進路が関東を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合
 - 家庭の状況等を十分考慮した上で、授業を午前中のみ短縮し、給食をとらせ一斉下校させる。
- (2) 「府中市」地域に暴風警報又は特別警報が発表され、下校時刻過ぎまで影響がある場合
 - 安全確保のために児童・生徒を学校に留め置く。暴風警報又は特別警報が解除されたのち、下校の際には、通学路等の安全を確認した上で、発達段階に応じて状況の説明を十分に行い、集団下校等の措置をとる。

3 強い勢力を伴った台風が接近した場合

- 令和元年東日本台風（台風19号）クラスの台風が接近し、気象庁が報道発表等により嚴重な警戒を呼び掛けた場合、府中市は、最も早い場合で台風接近の3日前に災害対策本部を設置し、1日前までに避難所の開設を決定する。
- 避難所を開設する場合は、崖線上の学校は避難所となり、崖線下の学校及びその周辺地域は浸水が想定されることから、全市立学校を臨時休業とする。
- 臨時休業後の学校再開については、避難状況や被害状況などから学校ごとに判断し、保護者へスマートフォン連絡帳等により通知する。